

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて報告する。

健全化判断比率（第 3 条第 1 項）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.56)	— (17.56)	5.9 (25.0)	31.7 (350.0)

- 1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合を示す。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

資金不足比率（第 22 条第 1 項）

（単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
君津市水道事業会計	—	20.0
君津市農業集落排水事業特別会計	—	20.0

「—」は、資金不足額がない場合を示す。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦